

大気汚染防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定粉じん排出等作業の作業基準

特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとする。

（第十八条の十四関係）

第二 解体等工事に係る調査及び説明等

一 解体等工事の元請業者（発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、第四の届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならないものとする。

（第十八条の十五第一項関係）

二 解体等工事の元請業者は、一の調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に対する当該調査の結果等についての説明書面の写しを保存しなければならないものとする。

(第十八条の十五第三項関係)

三 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）

は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、一の環境省令で定める方法により調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならないものとする。

(第十八条の十五第四項関係)

四 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、一又は三の調査に係る解体等工事を施工するときは、二又は三の記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置かなければならないものとする。

(第十八条の十五第五項関係)

五 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、一又は三の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないものとする。

(第十八条の十五第六項関係)

第三 特定工事の元請業者等の配慮等

一 特定工事の元請業者又は下請負人（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下同じ。）は、当該特定工

事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下同じ。）を他の者に請け負わせるときは、当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないものとする。こと。（第十八条の十六第二項関係）

二 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならないものとする。こと。（第十八条の十六第三項関係）

第四 特定粉じん排出等作業の実施の届出

一 特定粉じん排出等作業の実施の届出は、特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者が行わなければならないものとする。こと。

（第十八条の十七第一項関係）

二 特定粉じん排出等作業の方法が第六の1及び2に掲げる措置をそのそれぞれに定める方法で行うものでないときは、その理由を届出事項に加えるものとする。こと。（第十八条の十七第一項第四号関係）

第五 計画変更命令

都道府県知事は、第四の届出（第四の二の事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、第六のただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、第六の1及び2に掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により行うことを命ずるものとする。

（第十八条の十八第一項関係）

第六 特定建築材料の除去等の方法

届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、第四の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（2に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならないものとする。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでないものとする。

1 当該特定建築材料を建築物等から除去 次に掲げる方法

(一) 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法

(二) 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

(三) (二)に準ずるものとして環境省令で定める方法

2 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの
(第十八条の十九関係)

第七 作業基準の遵守義務等

特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない者及び作業基準適合命令等の対象となる者に、下請負人を加えること。
(第十八条の二十及び第十八条の二十一関係)

第八 下請負人に対する元請業者の指導

特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならないものとする。

(第十八条の二十二関係)

第九 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

一 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならないものとする。

(第十八条の二十三第一項関係)

二 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならないものとする。

(第十八条の二十三第二項関係)

第十 国及び地方公共団体の施策

一 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及

び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならないものとする事。

(第十八条の二十四関係)

二 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないものとする事。

(第十八条の二十五関係)

第十一 報告及び検査の対象の追加

環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加える事。(第二十六条第一項関係)

第十二 罰則

第二の五及び第六の規定に違反した者に係る所要の罰則規定を置く事。

(第三十四条第三号及び第三十五条第四号関係)

第十三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の五に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から附則第四条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)